

公債費負担適正化計画

(平成19年度～平成25年度)



平成21年8月

岩手県花巻市

1 公債費負担適正化計画の策定経緯

地方債制度にあっては、平成18年度において「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い、普通会計から公営企業までを包括した公債費による財政負担の程度を客観的に示し、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表す「実質公債費比率」という新しい財政指標が導入されたところである。

本市においては、平成16年度から平成18年度までの3か年平均となる実質公債費比率が19.0%であり、「地方債同意等基準」に規定する実質公債費比率18%を上回る状況となったところである。

これを受け「公債費負担適正化計画」を策定し、実質的な公債費負担の適正な管理を計画的に行うものである。

2 実質公債費比率が高い要因

普通会計における公債費の負担にあっては、平成18年度をピークに減少傾向にあるものの、財政運営の硬直性の高まりを示す公債費負担比率¹は平成20年度において21.4%となっており、危険ラインとされている20%を上回る状況となっている。

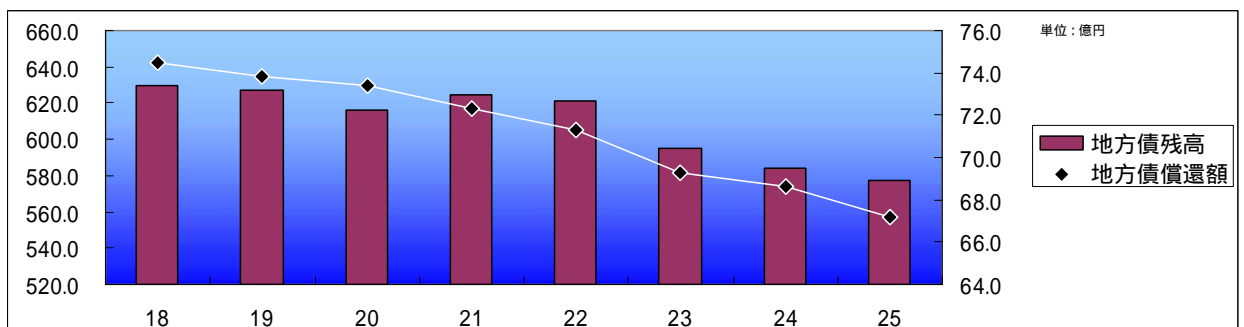
これは、平成18年1月1日の市町村合併前における1市3町の公債費負担比率が最低で17.5%、最高で22.3%(平成16年度決算)となっており、既に警戒ラインの15%を超えている状況の中で、合併構成団体の地方債残高を承継したこと、市町村合併に伴い、解散した一部事務組合の債務を承継したことにより、公債費に対する負担が大きい状況となっている。

また、公営企業²においては、市町村合併前の団体において策定した事業計画を引き継いで事業を推進している状況にあり、地方債の償還財源に充てられている普通会計からの繰出金の増加が実質公債費比率を高める要因となっている。

1 公債費負担比率 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合

2 公営企業 市場事業、国民健康保険直営診療施設勘定事業、介護保険事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、上水道事業

地方債残高と地方債償還額の推移



H20年度において、国民健康保険直営診療施設勘定事業の債務を承継。借換債を除く

3 公債費負担適正化方針

(1) 今後の地方債発行等にかかる方針

既往債に対する公債費負担の適正化

普通会計における平成20年度末地方債残高は617億円ほどとなっており、特別会計を含めると1,112億円の地方債残高となっている。

5%以上の高利率で、旧資金運用部資金や公営企業金融公庫など公的資金から借り入れた地方債については、平成19年度から平成21年度の3か年で、低利率での借換等により繰上償還し、後年度利子負担の軽減を図る。平成21年度は特別会計を含め、およそ11億円の借換を予定している。

また、施設の耐用年数に対して償還期間が短い既往債については、耐用年数に即した償還期間を設定して借り換えを行うことにより、公債費負担の平準化を図ることについて検討する。

新規の地方債発行に対する方針

国の歳出・歳入一体改革等により一般財源の増加が期待できない状況において、本市では、合併効果を最大限に生かしていくため、平成18年度に策定した「花巻市総合計画」と「行政改革大綱」の政策実行にあたり、その進行管理の方法の一つとして行政評価を導入したところである。

総合計画の初年度である平成19年度においては、平成20年度から平成22年度までの実施計画や予算編成に向けた取り組みとして、事務事業評価を実施した。

これらの確実な実行により、必要性、緊急性を検証し厳しい事業選択を行いながら、地方債発行額の抑制を図る。

(2) 公営企業に対する繰出金等にかかる方針

下水道事業を始めとする汚水処理施設整備事業にあつては、市町村合併前の団体において策定した事業計画により事業を推進している状況にあるが、計画策定当時と現況が乖離している状況にあることから、新市としての統一的な整備方針を策定する必要がある。

また、使用料等の設定にあつても、市町村合併前の規定を適用しており、同様の施設利用にもかかわらず基本料金が異なるなどの地域間格差が生じている状況にある。

このことから、平成20年度において新たな「汚水処理基本計画」を策定し、事業内容の見直しを積極的に進める一方、実質公債費比率を高める要因となっている普通会計から特別会計に対する“基準外繰出金”の廃止を目標とし、使用料体系の見直しを引続き検討する。

国民健康保険直営診療施設勘定事業にあつては、指定管理者制度による事業運営により、平成20年度から特別会計を廃止し、資金不足に対応するため負担していた1億円程度の繰出金の軽減を図った。

4 公債費適正化計画の管理方針

「公債費負担適正化計画」は、平成19年度を初年度として平成25年度までの7か年間の実質公債比率の推計を行い、平成24年度までに18%未満とすることを目標としているところである。

今後の管理にあっては、公債費負担適正化計画が花巻市総合計画を基本に策定していることに鑑み、各年度における実施計画の見直し時において随時算定を行い、本計画に掲げる目標の確実な達成に向け、前途の「3 公債費負担適正化方針」に掲げた取組みを行う。

- 参考資料 -

地方債の実績及び今後予定額

(単位：億円)

年 度	19	20	21	22	23	24	25
発行(予定)額	58.9	46.4	70.1	58.1	31.4	46.3	48.8
元金償還額	62.1	62.4	62.2	60.9	58.2	57.4	55.5
年度末現在高	626.7	616.5	624.4	621.6	594.8	583.7	577.0

H20年度において、国民健康保険直営診療施設勘定事業の債務を承継。借換債を除く

実質公債費比率の推移

(単位：%)

年 度	19	20	21	22	23	24	25
単年度	19.9	19.7	18.4	18.0	17.3	16.3	15.3
3か年平均	19.0	19.6	19.6	19.3	18.7	17.9	17.2

3か年平均の数値は前年までの単年度比率の平均となること。

別紙

団体名: 花巻市

< 新規発行を加味した実質公債費負担の将来推計 >

(単位: 千円)

	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)
公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	7,103,220	6,944,536	6,900,246	6,821,871	6,650,131	6,583,985	6,446,671
で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)							
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	0	0	0	0	0	0	0
公営企業(公営事業会計を含む。)に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,947,895	2,075,168	2,006,069	2,041,430	2,049,432	1,915,429	1,942,756
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	12,285						
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	373,501	355,837	273,627	247,557	193,472	181,399	145,804
一時借入金の利子	256						
地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	3,381,410	3,315,838	3,337,488	3,377,305	3,526,298	3,552,802	3,615,064
準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,450,889	1,424,868	1,460,902	1,622,728	1,679,886	1,715,074	1,750,864
標準財政規模	27,974,121	28,284,659	28,617,250	27,814,741	26,469,787	26,217,183	26,041,045

実質公債費比率(単年度)	19.9%	19.7%	18.4%	18.0%	17.3%	16.3%	15.3%
実質公債費比率(3ヶ年度の平均)	19.0%	19.6%	19.6%	19.3%	18.7%	17.9%	17.2%